

旭川市勤労者福祉総合センター備付設備利用料金表（令和8年10月1日から）



（単位：円）

区分	品名	単位		利用料金	摘要
映写設備	スライド映写機	1 回	1 台	310	
	オーバーヘッドプロジェクター		1 台	420	
	ビデオ・DVD		1 式	520	モニターテレビ・ビデオ又はDVDプレーヤー・ラック
	液晶プロジェクター		1 台	520	パソコン画面映写用
その他の設備	ピアノ		1 台	520	

〔備考〕

- 「1 回」とは、「9 時から 12 時まで」、「13 時から 17 時まで」又は「18 時から 22 時まで」の間における使用をいいます。
- それぞれの備付設備が使用できる施設及び部屋については、施設窓口にお問い合わせください。